

児童相談所の現状と課題に関する考察
——児童福祉司へのインタビュー調査を中心として——

A study of present situation and problem regarding the child guidance center
—information mainly gathered from interview survey with welfare social worker—

児童学研究科 児童学専攻 07-0601 齋藤美江子

要旨

児童福祉法が制定された後、高度経済成長、オイルショック等、社会の変化は目まぐるしく、核家族化、都市化、情報化、機械化、高学歴化、少子高齢化、養育力の脆弱化、地域力の低下、いじめ、家庭内暴力、不登校、引きこもり等の状況が現れてきた。このような中で1990年代より虐待の増加から子どもの心身や人格形成に重篤な影響を与える児童虐待が社会的にも認識され、児童虐待防止法等の法律が整備されるようになり、児童の問題を専門に扱う行政機関として益々児童相談所の存在は重要とされてきている。

現在、児童の安全を最優先し、最後の砦として子どもの生命を守る児童相談所（以下、児相とする）ではあるが、これまでの児童相談（所）の歴史について書かれた書物はほとんどないのが現状である。また、実際児童相談所で働いた者への紙面での調査は僅かながらあるものの直接のインタビューについてもほとんどない状況である。

そこで、今回の研究では歴史を通して見えてくる児相の課題を整理し、近年児童福祉司として勤務した児童福祉司に直接インタビューをすることで現在の児相の現状を明らかにし、そこから共通して見えてくる課題を整理する。

本論文の構成は第1章では目的と児童相談所に勤務したことがある研究者を中心に近年の児童相談所における課題等の先行研究を行い、第2章では実際の児童相談所の概要として基本的な事項について述べる。第3章では明治・大正時代から現代に至るまでの児童相談（所）の歴史の変遷を見返し、多くの研究者が長年述べていた課題を整理した。それらを踏まえて、第4章では近年児童福祉司として勤務した児童福祉司5名に直接インタビューをすることで課題を明確にし、今後の児童相談所のあり方を考えるときに何が重要な点となるのかを分析し、若干の考察を行った。

以下は考察の要点を纏めたものである。

1. 専門性、質の問題

職員増は絶対に必要不可欠な事柄である。しかし、現場で働いた経験のある職員は、「量だけ増やせば良いというものではない」、「人数だけ多くしても質が伴わないとかえって大変」と付け加えている。そこで、児相の第一の問題は専門性、質に関することである。

「マンパワーを育てることはとても大切」であり、「チーム制の良さと限界があり、一人ひとりの専門性を上げないと（利用者への援助は）やはり難しい」と述べられている。

さらに同じ児相の職員の中には「全く考えの違う福祉司」がおり、「ケースワークを同じ考え方や方向性を持って一緒にやっていくことができないときがあった」とされた。児童福祉司の専門性については「普遍性がない」とインタビューしたほとんどの人たちが述べている。児童の人権を守るべき児童相談所において普遍性がないとすれば、これは大きな問題である。児童福祉司によっては「親サイドに立つ者もいた」という評価もあり、福祉の基本である「弱者（子ども）」の立場に立った正しい判断がなされていないのがわかる。

また、「判断できる人、指導できる人がいないと意味はない」、「リーダーの力がなければ迷走してしまう」等から言えることは、児相においてスーパーバイズが機能していなかったことに繋がっている。スーパーバイザーとして実際存在しても「迷走」、「判断できない」人もいることから何らかの形で専門性の補足、外部からの人材の調達を行う必要性があると思われる。

（2）体制・組織的問題

二つには体制・組織的問題である。

「児童福祉司の質と量の人材不足」、「職員の増員」、「福祉司の数が足りないこと」、「職員の数の問題」、「職員は絶対足りない」と全員が述べていることでも明らかである。ケース数が多く、記録まで手が回らず一日 10～13 時間働き、自宅へ持ち帰って仕事をしている実態がある。さらに病欠者が出ても補充人員がおらず、さらに過重労働となっている現状があり、職員の増員は必要不可欠である。

また、「つかみかかられた、物を投げられた、立入のとき、新聞を体に巻きつけたり、カバンで胸を守ったという身の危険にさらされている職員もいた。毎日のように窓口に怒鳴りにくる利用者対応等」の問題があり、日々身の危険にさらされながら対応している状況により危機管理の徹底や警察との連携も必要と思われる。さらに、「費用徴収の取り立てとソーシャルワークの両立」については、難しいケースの場合、一方では利用者の家族に対して受容的関わりを行い、他方では施設入所に関わる費用を早く払ってほしいと何度も催促する役割を同じ人が行うことで保護者への不信感や信頼関係の矛盾も起こる場合がある。さらに、職住接近のメリットはあるが、児童福祉司の居住地区に利用者や家族が住んでいる場合、他の児童福祉司が代わり対応する工夫も所内でなされるが、しかしケース数が多いと常時他の福祉司が代わるばかりではいけないことも起こってくる。よって、児童福祉司の特殊な仕事内容について吟味し、利用者からの視点をもちながら対応を考えないとソーシャルワークそのものができなくなる可能性があることを組織的に理解し、解決しなければならない。また、職員体制として職員配置も非常勤が増えており、例えば家庭復帰支援員も非常勤であり、児童福祉司は「一人で動いた方が楽」と述べている。今後、ケース一つひとつがよりよくなって子どもの権利が守られていくためにはどうしたら良いのか職員採用も含めて考える必要がある。

さらに、「一時保護所も一杯、施設も一杯という選択肢のない中でケースワークを進めていく大変さがあった」等とほとんどの者が一時保護所や入所施設の社会資源の不足や多様な

治療プログラムの必要性を述べている。これらは社会資源の環境未整備の問題である。せっかく一時保護をしても次の入所先がない場合、在宅指導にせざるを得ない実態があり、最善のことを考えても、社会資源の不足により妥協する選択しかできない場合がしばしば起こることもある。よって、一番弱い立場の子どもの人権を尊重することを第一に考えた、子どもにしわ寄せのこない児童福祉の仕組みを明確に行政機関が組織的に考えることが重要である。

(3) 予算の問題

三つ目は予算の問題である。

人員が足りないため、児童福祉司は物理的時間の節約を行う必要性があった。「タクシー代や電話代もポケットマネーでどれだけ出したかははかりしれない」、「タクシー代等は出なかったのですが、どれだけ自分が出したかは計り知れない。施設入所の児童がいた場合、荷物があるのにバスと電車で行けと言われ、最終的には自腹を切ってタクシーで行った」、「児相間でも格差があるが、サービス残業が大半である。時間的に間に合わず、自費でタクシーを利用することも多い。私物の携帯で夜や休日、ケースとやり取りすることも日常的にあった」等、このような各々の児童福祉司の誠意、誠実さだけに裏打ちされた中で対応が行われている現状で子どもの人権が守られていることには限界があると思われる。社会全体がもっと児童福祉に関心を持ち予算をつけて対応したり、児童相談所の実態をもっと知り、児童福祉全体への財源の増額によって児童の人権が守られる組織的な変革が必要である。

(4) 内部の価値観の相違（人権意識の問題）

四つには児相内の価値観の相違の問題である。管理部門も心理部門も児童福祉部門も一時保護部門も外部から見れば同じ児相である。しかし、実際勤務した福祉司からはそうでない事実とストレスが伺える。「保護所の職員との処遇の考え方の違いは母子家庭の ADHD の児童を保護したケース。入院させるほどのケースでもない、処遇が決まるまで一時保護してもらう予定が、ほかの子どもに悪い影響がある、落ち着きが無いので困る。個別対応の限界等々理由を挙げられ、かなりの勢いで退所を迫られた。次も決まっていない状態で、家にも返せず困った。とりあえず一度引き取ってもらいたいなど、訳の分からないことを言われたこともある。保護所の職員の中には、プロ意識にかける、専門性にかける人がいた」等とあるように児相内部の問題も大きいといえる。

人間としての基本にも触れる問題であり、人として最低限の人権意識を守ることが意識する必要がある。

(5) 外部との連携の問題

五つには外部との連携の問題である。

「保健師さんが母親が精神的に病んでいるのであれば、家庭訪問をしてフォローをしてくれた上でいろいろ問題提起をしてくれるのであればわかるんだけど、ほとんど家庭訪問も一回もしないで「子どもはこのまんまでいいんでしょうか」みたいなことを言われるとあなたは何をやってくれているんですかみたいなことを言いたくなるような議論が時々ありまし

たね。自分の専門性のできるところできちんとやっという協議しようとしてよく私は言い続けて大変」と述べられている。

児童相談所の現状がマスコミにより周知されてきてはいるものの、まだ児童相談所の現状を知らない市民や、具体的に理解しきれていない専門家同士が地域の中で一緒に子どもを守る立場として多く存在している現状がある。また、専門職といえども専門がそれぞれ医療、保健、教育等様々であり、それぞれの分野を超えた児童の人権というところで普遍的な共通認識を持つことを行わないと子どもを守ることが連携して出来ない現状がある。このことから児童の人権について分野を超えて共通認識することの重要性が理解でき、また、広報活動を通して、人権意識を持ってもらい市民全体の意識の向上も児童相談所の役目の一つであると考えられる。

以上のように5つの課題をあげてみたが、それぞれ一つひとつがバラバラに存在するのではなく、相互に関係しているのがわかる。

最後に、本研究はわずか5名のインタビューであり、対象者も性別的に女性だけであり偏りがあったかもしれない。よって、今後は量的にインタビュー人員を増やす等により研究を重ねることで児童相談所の内部にしか見えてこない苦悩や課題を示し、子どもの最善の利益、権利を守ることを考えていきたいと考える。